

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 5月 1日

【会社名】 アンジェス MG株式会社

【英訳名】 AnGes MG, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山田 英

【本店の所在の場所】 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目 7番15号  
彩都パイオインキュベータ 4階  
(同所は研究所の所在地であり、実際の管理業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 鈴木 文彦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目20番14号三田鈴木ビル 5階

【電話番号】 03-5730-2753

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 鈴木 文彦

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券  
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 26,900,000円  
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額  
5,098,900,000円  
(注) 新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、当初行使価額ですべての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 アンジェス MG株式会社 東京支社  
(東京都港区芝五丁目20番14号三田鈴木ビル 5階)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券】

##### (1)【募集の条件】

発行数	20,000個
発行価額の総額	26,900,000円
発行価格	1,345円(本新株予約権の目的である株式1株当たり1,345円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年5月17日
申込証拠金	0円
申込取扱場所	アンジェス M G株式会社 管理部
払込期日	平成25年5月20日
割当日	平成25年5月20日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 新宿西支店

- (注) 1 アンジェス M G株式会社第24回新株予約権(第三者割当)(以下「本新株予約権」という。)は、平成25年5月1日開催の当社取締役会決議にて発行を決議しております。
- 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとし、払込期日に払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
- 3 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。
- 4 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的となる株式の総数は20,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</li> <li>2 行使価額の修正基準:本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日における当社普通株式の株式会社東京証券取引所における普通取引の終値(以下「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(1円未満の端数を切り上げる。)が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。</li> <li>3 行使価額の修正頻度:行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</li> <li>4 行使価額の下限:当初253,600円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されることがある。)</li> <li>5 割当株式数の上限:本新株予約権の目的となる株式の総数は20,000株(平成25年3月31日現在の発行済株式総数(149,033株)に係る議決権数に対する割合は13.4%)、割当株式数は1株で確定している。</li> <li>6 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額):5,098,900,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</li> <li>7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</li> </ol>
<p>新株予約権の目的と なる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。</p>
<p>新株予約権の目的と なる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的である株式の総数は、20,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は1株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</li> <li>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。   <math display="block">\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}</math> </li> <li>3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</li> </ol>

	<p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して払込むべき金額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初253,600円とする。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>別記「(2)新株予約権の内容等(注)」欄第6項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が253,600円(以下「下限行使価額」といい、本欄第3項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{処分株式数} \times \text{1株当たり} \cdot \text{の払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合</p> <p>調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

	<p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>5,098,900,000円</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使時点で有効な割当株式数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成25年5月20日から平成26年5月19日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 本新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 新宿西支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,345円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

	2 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり1,345円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債等の発行により資金調達をしようとする理由

(1) 当社事業のこれまでの展開と現状及び資金調達の目的

当社事業のこれまでの展開と現状

(a) 末梢性血管疾患治療薬「コラテジェン®」(HGF遺伝子治療薬)の臨床開発

「コラテジェン®」(HGF遺伝子治療薬)(以下「コラテジェン®」といいます。 )は、HGF (Hepatocyte Growth Factor、肝細胞増殖因子) 遺伝子を含むDNAプラスミドが原薬である遺伝子治療薬です。HGF遺伝子は、最初、肝臓の細胞を増やす因子として昭和50年代に発見され、その後、肝臓の病気の治療薬として研究されてきました。その後、平成7年に大阪大学大学院医学系研究科の森下竜一博士(現臨床遺伝子治療学講座教授)により、HGF遺伝子に血管新生作用があることが明らかにされました。この発見に基づき、当社グループは新たに血管を再生する再生医療の薬効を持つ新薬「コラテジェン®」の実用化を目指し開発を進めております。治療対象となる閉塞性動脈硬化症は、糖尿病や高脂血症を患っている患者の方の合併症の一つであり、アイ・エム・エス・ジャパン株式会社の調査によると、米国では患者数が55万人規模(平成20年)であり、さらに国内や欧州等にも対象患者が存在します。当社は、日本オリジナルの発見である「コラテジェン®」の実用化のため、国内のみならず潜在市場の大きい海外での臨床開発を含めた事業展開を進めることといたしました。

この方針の下、当社は「コラテジェン®」の実用化に向け、平成22年9月17日開催の当社取締役会において、以下を決定いたしました(平成22年9月17日開示「日本における虚血性疾患治療剤「コラテジェン®(HGF遺伝子治療薬)」の重症虚血肢における広範囲な適応取得のための追加臨床試験実施について」参照)。

平成20年3月27日に厚生労働省に対して行った「コラテジェン®」の日本国内での製造販売承認申請については、承認審査機関である独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)との協議を重ねてきた結果、国内第 相臨床試験において本剤の有効性は確認できたものの、重症虚血肢における広範囲な適応の承認を取得するためには更なる臨床データの集積が必要であるとの取締役会としての判断を踏まえた後、追加試験を実施の上で再度承認申請する。

「コラテジェン®」の海外での上市を目的とし、欧米において国際共同第 相臨床試験の準備を進めている中、本試験は、既にFDA(米国食品医薬品局)より第 相のプロトコールに対するSPA(Special Protocol Assessment: 特別プロトコール査定)を取得している。加えて米国におけるFast Track(重篤で致命的な疾患に対し高い有効性が期待できる新薬に対し、開発を早めて審査の迅速化を図る制度)指定も取得したことから、今後、当該国際共同第 相臨床試験を実施し、海外における「コラテジェン®」の承認取得を目指す。

(b) 中期経営計画の策定

これらを踏まえ、当社では、平成23年9月26日開催の取締役会にて、以下の内容の中期経営計画を決定いたしました。

「コラテジェン®」の末梢性血管疾患を対象疾患とした開発については、FDAから第 相のプロトコールに対するSPAを取得しており、さらにFast Track 指定も取得済みであるが、治験費用が多額になると見込まれるため、提携先を確保し、資金の手当てが出来次第、直ちに開発を開始するべく準備を進める。

(c) 提携先の決定

当社では、「コラテジェン®」の末梢性血管疾患を対象疾患とした国際共同第 相臨床試験を実行するため、共同開発の提携先を模索し、交渉を継続してまいりましたが、平成24年10月24日付にて、田辺三菱製薬株式会社との間で米国における「コラテジェン®」の末梢性血管疾患を対象疾患とした独占的販売権許諾契約を締結いたしました。本契約により当社は契約一時金、開発の進捗に応じた中間金（マイルストーンフィー）を受けながら、米国での製造販売承認を目的とした国際共同第 相臨床試験を実施することが可能になりました（平成24年10月24日開示「田辺三菱製薬とアンジェスMG が本契約を締結」参照）。

資金調達目的

今回の資金調達の目的は、上記の中期経営計画に基づき、「コラテジェン®」の末梢性血管疾患を対象疾患とした国際共同第 相臨床試験を実施することに関して平成26年1月以降に発生することが見込まれる費用に充当することにあります。なお、不足分については、上記の契約一時金及び開発の進捗に応じた中間金（マイルストーンフィー）並びに自己資金を予定しております。なお、当社は、平成25年3月に当社普通株式5,464株の第三者割当増資（以下「平成25年3月第三者割当増資」といいます。）を行い、差引手取額約370百万円の資金調達を行っておりますが、平成25年3月第三者割当増資により調達した資金は、国際共同第 相臨床試験の実施に関して、平成25年に必要となる、国際共同第 相臨床試験に用いるための「コラテジェン®」の製造と病院との契約の初期費用1,243百万円に充当いたします（なお、不足分については、上記の契約一時金の一部を充てる予定です。）。

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由

当社は、上記の資金調達を行うために、様々な資金調達の見込先と多様な資金調達方法を検討いたしました。が、公募増資、MSCB、借入れ等の各種資金調達方法には下記（他の資金調達方法との比較）に記載したデメリットがある一方、メリルリンチ日本証券株式会社（以下「割当予定先」といいます。）より提案を受けた下記に記載のスキーム（以下「本スキーム」といいます。）は、下記（本スキームの特徴）に記載しているデメリットはありながらも、それを上回る下記（本スキームの特徴）に記載している特徴があることから、本スキームによる資金調達方法は、当社が資金調達額や時期をある程度コントロールすることができ、当社の既存株主に与える株式価値の希薄化を極力抑制することが可能となるメリットを有しているといえます。そのため、既存株主の利益に配慮しながら、当社の資金ニーズを満たしうる、すなわち、上記の国際共同第 相臨床試験の進展に応じた資金ニーズに対応しうる、現時点における最良の資金調達方法であると判断いたしました。そのため、本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行により資金調達をしようとするものであります。

（本スキームの特徴）

本スキームによる資金調達方法は、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるという特徴をもっています。すなわち、当社に資金需要が発生し、割当予定先による本新株予約権の行使を希望する場合には、一定の期間内に行使すべき本新株予約権の数を指定することができ、一方で、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を行使することができない期間を指定することができます。したがって、当社の資金需要や株価動向等を総合的に判断したうえで、柔軟な資金調達が可能であるとともに、株価に対する一時的な影響が小さいものと考えられます。

新株式の発行と比べて、希薄化が一気に生じる可能性が低いといえます。また、本新株予約権の目的である当社普通株式数は20,000株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること（平成25年3月31日現在の発行済総株式（149,033株）に係る議決権数に対する最大希薄化率は、13.4%です。また、平成25年3月第三者割当増資が実施される以前の平成25年3月8日現在の発行済総株式（143,569株）に係る議決権数に対する、平成25年3月第三者割当増資により発行された当社普通株式の数（5,464株）を含めて算定した最大希薄化率は17.7%です。）により、希薄化が限定されており

ます。本新株予約権は、そのすべての行使が完了するまでに一定の期間を必要とし、また、当社普通株式の株価が下限行使価額を下回って推移した場合には、本新株予約権の行使がなされないこととなります。さらに、当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、当社は割当予定先に対して本新株予約権の行使を指定することはできず、また、当社普通株式の終値が下限行使価額を下回る場合、割当予定先が本新株予約権の取得を請求する権利を有しています。したがって、株価や市場動向等により、割当予定先による本新株予約権の行使が進まない、あるいは、資金調達額が減少する可能性があるというデメリットはあります。しかしながら、下限行使価額は、当初行使価額の100%に相当する金額であり、当社普通株式1株当たりの価値の希薄化が一定程度制限されており、また、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大します。

当社は、本新株予約権の発行価格と同額の金銭を支払うことにより、本新株予約権の全部又は一部を取得することができるため、より有利な資金調達方法が見つかった場合には、当社は、本新株予約権を取得、消却することが可能です。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、したがって、本新株予約権の行使後当社普通株式は売却されることになるため、一定の売り圧力が市場に生じ、当社普通株式の株価の下落局面ではさらなる下落もありえるというデメリットがあります。しかしながら、割当予定先は、原則として、かかる当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はなく、市場動向を勘案しながら売却する方針であり、また、本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計20,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は5,938株であり、一定の流動性を有していることから、かかるデメリットはある程度緩和されるものと見込んでおります。

（他の資金調達方法との比較）

公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。また、当社の資金需要に合わせた、適時適切な資金調達の機動性の確保の観点からは適切でないと考えられること。

第三者割当増資は、資金需要に合わせた資金調達の機動性の確保の観点からは適切でないと考えられるのみならず、今回の資金調達のように調達金額が大きい場合には、当社の株主構成及びコーポレートガバナンスに大きな影響を及ぼすと考えられること。

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件等は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、希薄化率が大きく変化し、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。

他の行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがありますが、本スキームでは、これらに加えて、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指定することも可能であり、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられます。また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できないと考えられること。

借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること。

## 2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し、行使期間を1年間とする行使価額修正条項付新株予約権(行使価額修正条項の内容は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に記載されています。)を第三者割当ての方法によって割当て、割当予定先による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む、本新株予約権に係るコミットメント条項付き第三者割当て契約(以下「第三者割当て契約」といいます。)を締結いたします。

### (1) 行使指定

当社が、割当予定先に対し、行使すべき本新株予約権の数を指定(以下「行使指定」といいます。)することができます。当社より行使指定を受けた場合、割当予定先は、原則として、行使指定された数の本新株予約権を20取引日の期間(以下「行使必要期間」といいます。)内に行使します。

但し、当社が一度に行使指定できる本新株予約権の数には一定の限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、行使指定の前日までの1ヶ月間又は3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均出来高数のいずれか少ない方の3日分を超えないように行使指定する必要があります。複数回の行使指定を行うことは可能ですが、一旦行使指定がなされると、当該行使指定に係る行使必要期間中は新たな行使指定を行うことはできず、したがって、ある行使指定と次の行使指定との間に20取引日を超える間隔を空けなければなりません。また、当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合等一定の場合には当社は行使指定を行うことはできません。さらに、割当予定先は、行使必要期間中いずれかの取引日における当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回った場合、行使指定に係る本新株予約権の数のうち未行使分を行使しないことができます。

なお、当社は、上記の行使指定を行った場合、その都度プレスリリースを行います。

### (2) 行使停止指定

当社は、割当予定先に対して、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定(以下「停止指定」といいます。)することができます。停止指定の期間及び停止指定の対象となる本新株予約権の数は当社の裁量により決定することができ、また、複数回の停止指定を行うことが可能です。さらに、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取り消すことができます。

但し、当社は、上記の行使指定を行った場合、割当予定先が当該行使指定に基づき行使しなければならない本新株予約権の行使を妨げることとなるような停止指定を行うことはできません。

(3) 制限超過行使の禁止

割当予定先は、いずれの暦月においても、当該暦月において本新株予約権の行使により交付されることになる当社普通株式の数の合計が、本新株予約権の払込期日時点の上場株式数の10%を超えることとなる本新株予約権等の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を行うことができません。

但し、当社普通株式が上場廃止となる合併、株式交換及び株式移転等が行われることが公表された時から当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間、当社に対して公開買付けの公告がなされた時から当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間、当社普通株式が上場されている金融商品取引所においてが監理銘柄、監理ポスト、整理銘柄又は整理ポストに指定された時から当該指定が解除されるまでの間、本新株予約権の行使価額が平成25年5月1日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である246,100円以上である場合には、割当予定先は、制限超過行使を行うことができます。

(4) 取得請求

平成25年5月21日から平成26年3月31日の間のいずれかの取引日における当社普通株式の終値が下限行使価額を下回った場合、及び平成26年4月1日以降はいつでも、平成26年4月23日までに通知をすることにより、割当予定先は、当社に対し、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の取得条項に従い、本新株予約権の発行価格と同額の金銭を支払うことにより、原則として、15取引日以内に本新株予約権を取得します。

(5) 譲渡制限

割当予定先による本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を必要とします。

割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には、割当予定先は、本新株予約権の行使指定、停止指定及びその取消しを行う権利、並びに割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利等第三者割当て契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人に承継させます。

3 提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

4 提出者の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

5 その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

6 本新株予約権の行使請求の方法

- (1)本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2)本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3)本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

7 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

8 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
5,098,900,000	15,000,000	5,083,900,000

(注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額（26,900,000円）に本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額（5,072,000,000円）を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加又は減少します。その結果、払込金額の総額は増加又は減少します。権利行使期間内に本新株予約権の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少します。その結果、払込金額の総額は減少します。

2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。

(2)【手取金の使途】

本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記(1)に記載のとおり5,083,900,000円です。但し、本新株予約権の行使は本新株予約権者の判断によるため、現時点において本新株予約権の行使による財産の出資及びその時期を資金計画に織り込むことは困難であります。したがって、差引手取概算額の合計額5,083,900,000円については、現時点で次のとおり充当する予定であります。具体的な金額及び下記に記載された資金使途のいずれに充当するかについては、本新株予約権の行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて決定いたします。なお、調達した資金につきましては、具体的な資金使途に充当するまでの間は、当社の銀行口座にて管理することといたします。

（単位：百万円）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	合計
[ 治験用製薬製造計 ]	449	333	40	9	0	0	831
[ 臨床開発費用計 ]	794	1,234	1,154	1,095	761	505	5,543
コンサルティング （臨床、薬事、統計）	14	7	4	6	6	5	42
臨床専門家/ 運営委員会メンバー	10	19	20	20	18	0	87
症例登録/判定委員会、 データモニタリング委員会	23	32	36	34	13	0	138
CRO（治験モニター）	739	1,168	1,087	1,027	719	420	5,160
品質保証 / 監査	5	6	6	6	5	1	29
臨床検査外注費	3	2	1	2	0	79	87
総計	1,243	1,567	1,194	1,104	761	505	6,374

(注) 上記、資金使途は、平成25年3月第三者割当増資及び本新株予約権による調達額を合わせたものとなっております。

本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を含めた差引手取概算額は、当社が北米・欧州にて行なう計画の「コラテジェン®」の末梢性血管疾患を対象疾患とした国際共同第 相臨床試験の実施及び完了(平成25年乃至平成30年)までに必要と見込まれる費用に充当いたします。現時点において、具体的には、国際共同第 相臨床試験に用いるための「コラテジェン®」の製造に係る費用、すなわち、治験(医薬品、医療機器等の製造販売に関して、薬事法上の承認等を得るために行われる臨床試験のこと)用製薬製造費用として、平成25年から平成28年度までに830百万円、また、国際共同第 相臨床試験それ自体に伴う費用である臨床開発費用のうち、臨床及び薬事、統計に関するコンサルティング費用として、平成25年から平成30年度までに41百万円、国際共同第 相臨床試験を運営する、臨床専門家により構成される運営委員会の委員への報酬として、平成25年から平成29年度までに86百万円、症例登録の業務委託費用、並びに判定委員会の委員及びデータモニタリング委員会の委員への報酬として、平成25年から平成29年度までに138百万円、国際共同第 相臨床試験のモニタリングを行うCRO(Contract Research Organization)への業務委託費用として、平成25年から平成30年度までに3,874百万円、品質保証及び監査費用として、平成25年から平成30年度までに28百万円、臨床検査外注費として、平成25年から平成30年度までに87百万円の支出を予定しております。なお、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(2)新株予約権の内容等(注)」欄第1項(1)に記載したとおり、当社は、平成25年3月に平成25年3月第三者割当増資を行い、差引手取額約370百万円の資金調達を行っておりますが、平成25年3月第三者割当増資により調達した資金は、国際共同第 相臨床試験の実施に関して、平成25年に必要となる、国際共同第 相臨床試験に用いるための「コラテジェン®」の製造と病院との契約の初期費用1,243百万円に充当いたします(なお、不足分については、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(2)新株予約権の内容等(注)」欄第1項(1)(c)に記載した契約一時金の一部を充てる予定です。)

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### a. 割当予定先の概要

名称	メリルリンチ日本証券株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋一丁目4番1号日本橋一丁目ビルディング
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 瀬口 二郎
資本金	119,440百万円
事業の内容	金融商品取引業
主たる出資者及びその出資比率	メリルリンチ・インターナショナル・インコーポレーテッド 100%

（注）割当予定先の概要の欄は、平成25年5月1日現在のものです。

#### b. 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。	

（注）提出者と割当予定先との関係の欄は、平成25年5月1日現在のものです。

#### c. 割当予定先の選定理由

当社としては様々な資金調達先を検討して参りました。当社は、先ずは公募増資の検討を行ないましたが、公募増資は現在の当社株式の価値からすると当社が必要とする規模の資金を調達するためには短期間において大幅な希薄化が起こり、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられるため、当社の資金調達の考え方に合致するものではありませんでした。

そのような状況の中で、割当予定先から提案を受け、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等（注）」欄第1項(2)及び第2項に記載した本スキームの内容や本スキームの特徴を勘案すると、本スキームが当社の既存株主の利益に配慮しつつ、当社の資金ニーズに最も合致している手法であると判断しました。また、割当予定先は本スキームと同様のスキームに関して十分な実績があると認められました。当社は、これらの事由を総合的に勘案して、メリルリンチ日本証券株式会社を割当予定先として決定いたしました。

（注）本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員である割当予定先により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

d . 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、20,000株です（但し、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（2）新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」の欄に記載のとおり、調整されることがあります。）。

e . 株券等の保有方針

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取決めはありません。  
割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有していないとのことです。但し、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を市場動向を勘案しながら売却する方針であるとのことです。

f . 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先より提出を受けた、割当予定先の直近3事業年度の末日現在の貸借対照表、すなわち、平成23年3月31日現在の貸借対照表（監査済）、平成24年3月31日現在の貸借対照表（監査済）及び平成25年3月31日現在の貸借対照表（未監査）のそれぞれを確認し、当該各時点のいずれにおいても割当予定先が本新株予約権の発行価額の総額の払込みに足りる十分な現金・預金を保有していたことを確認しており、その上で、割当予定先から、本届出書提出日現在においても本新株予約権の発行価額の総額の払込みに足りる十分な現金・預金を保有している旨の報告を受けております。これらのことから、当社として、割当予定先による本新株予約権の発行価額の総額の払込みに支障はないと判断しております。

g . 割当予定先の実態

割当予定先は、その親会社であるバンク・オブ・アメリカ・コーポレーションの株式が、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所及び東京証券取引所に上場されております。割当予定先は金融商品取引業者としての登録を行い、東京証券取引所その他の金融商品取引所の取引参加者であり、また、日本証券業協会をはじめとする日本国内の協会等に加入しております。

割当予定先は、反社会的勢力の排除に関する基本方針を定め、かかる基本方針をホームページにおいて公表しております。また、当社は、割当予定先がかかる基本方針に基づき、反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括部署を設置する等、反社会的勢力排除のための取組みを行っていることを、割当予定先からのヒアリング等により確認しております。

以上を踏まえ、当社は、割当予定先及び割当予定先の役員が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、当社が割当予定先との間で締結する予定の第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められます。

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（東京都港区赤坂二丁目11番15号 代表取締役 黒崎知岳）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。当該算定機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、ボラティリティ、当社の資金調達需要及び行使指定行動、出来高水準に伴う割当予定先の株式売却の制約等について一定の前提を置き、割当予定先による本新株予約権の行使に際して発生することが見込まれる株式処分コスト及び割当予定先の事務負担・リスク負担等の対価として発生することが見込まれる新株予約権の発行コストについて、他社の新株予約権の発行情例や公募増資事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準（他社の公募増資事例から類推されるスプレッド水準）を仮定して、本新株予約権及び第三者割当て契約で定められた各条件（本新株予約権の行使価額が当社の株価から10%ディスカウントされた金額である点を含む。）を考慮のうえ、本新株予約権の価格の評価を実施しています。当社は、当該算定機関の評価を参考にしつつ、また、別記「第1募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2)新株予約権の内容等（注）」欄第1項(2)及び第2項に記載した本スキームの内容や本スキームの特徴を勘案の上、本新株予約権の発行価格が合理的であると判断しました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前日（平成25年4月30日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の100%に相当する金額としました。

当社監査役全員も、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は、割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件及び仮定、適用されたパラメーターについて、赤坂国際会計からの説明、提出を受けた又は当社にて準備したデータ・資料に基づく確認により、かかる評価は合理的なものであると判断できることから、当該算定機関の評価を参考にしつつ、本スキームの内容や本スキームの特徴を勘案の上、本新株予約権の発行価格は、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

今回の資金調達により、平成25年3月31日現在の発行済総株式（149,033株）に係る議決権数に対して最大13.4%の希薄化が生じ、また、平成25年3月第三者割当増資をあわせて考慮した場合、平成25年3月第三者割当増資が実施される以前の平成25年3月8日現在の発行済総株式（143,569株）に係る議決権数に対する、平成25年3月第三者割当増資により発行された当社普通株式の数（5,464株）を含めて算定した最大希薄化率は17.7%となります。しかしながら、今回の資金調達は、平成25年3月第三者割当増資とともに、「コラテジェン®」の末梢性血管疾患を対象疾患とした国際共同第 相臨床試験の実施を目的としたものであり、当社は、国際共同第 相臨床試験の実施により、コラテジェン®の製品化を進め、医薬品としての価値を増大し、もって、当社の企業価値及び株主価値を増大させることを目指しており、国際共同第 相臨床試験の実施に必要と考えられる費用を勘案すると、今回の資金調達における発行数量及び株式の希薄化の規模は、平成25年3月第三者割当増資を考慮したとしても、合理的であると判断しました。

また、行使指定や行使停止により、本新株予約権は一定程度当社の資金需要に応じて行使をコントロールすることが可能であり、また、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月の1ヶ月において本新株予約権の払込期日時点における上場株式数の10%を超える、割当予定先による本新株予約権の行使は認められておらず、当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であり、さらに、新株予約権の目的である当社普通株式数の合計20,000株に対し、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は5,938株であり、一定の流動性を有しており、また、割当予定先は、原則として、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はなく、市場動向を勘案しながら売却する方針であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

### 4【大規模な第三者割当てに関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋 1 - 4 - 1	-	-	20,000	12.77
塩野義製薬株式会社	大阪市中央区道修町 三丁目1番8号	8,490	6.22	8,490	5.42
森下竜一	大阪府吹田市	4,742	3.47	4,742	3.03
A - 1 合同会社	東京都港区南青山 一丁目3番1号	2,732	2.00	2,732	1.74
森下真弓	大阪府吹田市	2,200	1.61	2,200	1.40
小谷均	兵庫県西宮市	2,124	1.55	2,124	1.36
野村證券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目2番3号	1,606	1.18	1,606	1.03
株式会社夢真ホールディングス	東京都文京区大塚 三丁目11番6号	1,366	1.00	1,366	0.87
株式会社夢テクノロジー	東京都文京区大塚 三丁目20番1号	1,366	1.00	1,366	0.87
中村敏一	京都府京都市左京区	1,246	0.91	1,246	0.80
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町 二丁目4番1号	728	0.53	728	0.46
計	-	26,600	19.47	46,600	29.76

(注) 1. 上記の割合は、少数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2. A - 1 合同会社、株式会社夢真ホールディングス及び株式会社夢テクノロジー以外の株主に関する、割当前の「所有株式数」は、平成24年12月31日現在の株主名簿上の株式数を記載しており、A - 1 合同会社、株式会社夢真ホールディングス及び株式会社夢テクノロジーに関する、割当前の「所有株式数」は、平成25年3月に実施された平成25年3月第三者割当増資により発行され、各株主が割当てを受けた株式数を記載しております。また、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当前の「所有株式数」に係る議決権の数を、平成24年12月31日現在の株主名簿上の株式数に係る議決権の数に平成25年3月第三者割当増資により発行された当社普通株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

4. 割当予定先であるメリルリンチ日本証券株式会社の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式をすべて保有した場合の数となります。別記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」欄に記載のとおり、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておりません。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

#### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第14期(自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)平成25年3月29日関東財務局長に提出

#### 2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成25年5月1日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年3月29日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書(以下「有価証券報告書」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書の提出日以後本届出書提出日(平成25年5月1日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本届出書提出日(平成25年5月1日)現在において変更の必要はないと判断しております。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

アンジェス MG株式会社 本店

(大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号彩都バイオインキュベータ4階)

アンジェス MG株式会社 東京支社

(東京都港区芝五丁目20番14号三田鈴木ビル5階)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第五部【特別情報】

#### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。